

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全体	8人	43.7歳	231,800円	243,500円	-	-	-	-
学校給食	5人	41.5歳	227,500円	240,800円	調理員	41.7歳	251,500円	1.04
その他	3人	47.4歳	239,100円	247,900円	-	-	-	-

※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎年支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成16年～18年の3ヵ年平均)

※ 技術労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	
全体	0人	0人	0人	0人	0人	2人	3人	1人	2人	0人	0人	0人
学校給食	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0

(3) その他の給与に関する事項

ア 給料表

単純な労務に雇用される職員の給与、旅費及び勤務時間、休暇等に関する規則
行政職給料表(二)適用(2級制)

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

無し

ウ 昇格基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、3号級(55歳を超える場合は2号級)を標準として昇給する。

2. 基本的な考え方

基本的には、退職者不補充とし、現在は新規の採用は行っていない。
給与面に関しては、国、県、近隣市町村の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていく。

3. 具体的な取組内容

勤務成績評定制度を導入し、勤務成績が劣る職員については、昇給に反映させる。

4. その他

退職者不補充とし、必要な業務については、民間委託か期間限定での臨時的任用で対応等を検討していく。

また、平成20年度から技能労務職員を選考により事務職への任用職種変更を検討していく。